

大垣市税条例の一部改正について

平成29年度税制改正に伴う地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正を踏まえ、大垣市税条例の一部改正を行うもの。

1 大垣市税条例の主な改正内容

(1) 固定資産税・都市計画税関係（地域決定型地方税制特例措置）

次の項目について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を規定するもの。

項目	課税標準の特例割合	対象資産
緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地	2/3 (最初の3年間)	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に緑地保全・緑化推進法人が市民緑地を設置・管理するために所有し又は無償で借り受けた土地

※ 特例割合：1/2以上5/6以下（参酌基準：2/3）

(2) その他

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う規定の整備等を行うもの。

2 施行期日

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日

一部規定は公布の日、平成31年1月1日、平成31年10月1日